

# ハピラインふくい開業に向けた機運醸成イベント開催業務 企画提案仕様書

## 1 業務名称

ハピラインふくい開業に向けた機運醸成イベント開催業務

## 2 業務の目的

令和6年春のハピラインふくい開業に向けたワクワク感を地域と一体となって創出し、市民に対する機運醸成を図ります。また、開業を契機として、地域の魅力を情報発信することで、並行在来線の利用促進を図り、地域活性化に寄与することを目的とします。

## 3 業務の委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日（日）まで

## 4 委託業務の内容

提案書の作成に際しては、見積上限額の範囲内で最大限の効果を生み出すよう十分に検討し、提案すること。

### (1) 駅周遊マップの作成

- ①本業務には、企画立案・デザイン・キャッチコピー・編集・構成・印刷・製本・梱包・納品・工程管理などマップ作成に必要なすべての作業を含む。
- ②当該マップに掲載する歴史・文化・自然資源・観光資源、民間施設・店舗等に対する取材の協力依頼及び調整については、受注者が行うものとし、市は受注者の業務の遂行に協力する。
- ③本業務に必要な資料、データの収集、撮影は受注者が行うものとし、市は受注者の業務の遂行に協力する。

区分	内容
対象駅	並行在来線 森田駅
構成	A4三つ折り ※原則A4三つ折りとするが、市民等が手に取りやすい大きさや設置状況となるよう工夫するため協議するものとする。
部数	3,000部以上（但し提案による）
仕様	・用紙 提案による ・全面カラー ・写真やイラストを活用した魅力あるデザインとする。
その他	・地域の魅力の発見に繋がるような、駅周辺地域を含めたその土地ならではの情報を分かりやすく盛り込む。 ・写真やイラストを多用して、「行ってみたい」という意欲をかきたてる工夫をする。

	・飲食店情報を紹介する場合は、原則として、地域住民がオススメする店舗等を選定すること。
納品	最終完成版の紙媒体及びPDFデータ ※紙媒体のマップは、翌年2月29日（木）までに納品する。

(2) (1) に伴う市民参加型イベント（ワークショップ等）の企画運営

- ①本業務には、企画立案・撮影・会場設営・撤去など、イベント運営に必要なすべての作業を含む。
- ②本業務は、開業に向けて市民に対し機運醸成を図ることから、沿線地域の住民と協力して行う、市民参加型イベントとして提案する。
- ③地域住民に対する協力依頼及び調整については、受注者と市が協力して行う。
- ④本業務に必要な資料、データの収集は受注者が行うものとする。

区分	内容
自由提案	内容は、自由提案とする。 ただし、地域住民等の多くの市民が参加できる内容とする。
その他	・成果物（自由提案）を制作し、駅や駅周辺における開業機運を演出する。 ・イベントの内容に応じて、装飾、音響設備等の機材及び設備、机や椅子、ゴミ箱等を準備する。

(3) 駅周遊スタンプラリーの企画運営

- ①本業務には、企画立案・スタンプデザイン・台紙制作・スタンプラリー運営・告知など、スタンプラリー実施に必要なすべての作業を含む。
- ②当該スタンプラリーへの協力店舗に対する交渉及び調整については、受注者が行うものとし、市は受注者の業務の遂行に協力する。
- ③本業務に必要な資料、データの収集、撮影は受注者が行うものとし、市は受注者の業務の遂行に協力する。

区分	内容
コース	・並行在来線 森田駅・福井駅・越前花堂駅・大土呂駅を巡るコースとする。 ・スタンプラリースポット数は、4カ所以上設置する。
スタンプデザイン	自由提案 ※参加者が記念に残るデザインや福井らしいデザイン等
スタンプ用紙仕様	・用紙 マットコート紙 ・サイズ 自由提案
実施期間	新幹線・ハピラインふくい開業日※前日までの期間中 ※令和6年3月中が予測されるため、期限は契約締結後に協議す

	る。
参加賞	自由提案
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スタンプラリーへの参加料は、無料とする。 ただし、参加に必要な交通費等は参加者の負担とする。</li> <li>・駅舎及びその周辺にスタンプラリー台を設置するなど、施設や店舗を使用する場合は、管理者等と協議のうえ実施する。</li> <li>・スタンプラリーコースを考慮して、参加者の導線の適切な場所に案内の看板を設置する。</li> <li>・スタッフ及び警備員等を適切に配置し、来場者の安全管理、設営物の安全な搬入出の対策を講じる。また、設営物の盗難、破線、汚損の防止策も講じる。</li> <li>・必要に応じて、机や椅子、ごみ箱等を設置する。</li> <li>・実施に際しては、雨天時、荒天時対策について配慮する。</li> </ul>

## 5 広報の実施

委託業務について、市民及び県内外からの観光客に対して、効果的な広報を企画し、実施すること。

## 6 業務工程表等の作成

受注者は、契約締結後速やかに業務工程表（業務実施体制、スケジュール等）を提出し、市の承諾を得ること。

## 7 見積上限額

1,600,000円 ※消費税及び地方消費税（税率10%）を含む

## 8 市との協議等

- (1) 受注者は、業務全般を監督する責任者を設ける。当該責任者は、市の事業担当者と必要に応じ打ち合わせを行い、業務内容を理解し、効率的に業務が遂行できるよう提案を行い、実施するものとする。
- (2) 本業務の実施に当たって、受注者は県との連携を密にし、適宜協議または打ち合わせを行いながら、進捗状況の管理を常に適切に行い、誠実に業務を進めること。その際、市以外の関係者との連絡調整も緊密に行うこと。
- (3) 受注者は、市及び関係者と協議及び打ち合わせをした場合は、その内容及び連絡事項の適切な記録を作成し、相互に確認すること。
- (4) 業務の実施に当たって、トラブル等が生じた場合は、受注者は速やかに市に連絡するとともに、市と連携してその処理にあたるものとする。

## 9 実績報告書

- (1) 受注者は、令和6年3月15（金）までに、次の事項を記載した本業務の実績報告書を市に提出し、市による検査を受けなければならない。

- ①本業務の実施内容（写真入り）
- ②本業務に要した経費の内訳
- ③広報用制作物
- ④打ち合わせ資料、関係機関等協議資料
- ⑤業務完了届
- ⑥その他市が指示する書類等
- ⑦上記の電子データ（CD-R又はDVD-R） 1枚

※①から⑥については、紙媒体1部

（原則A4版カラー、ページ数は任意とする。）

## 10 その他の留意事項

- (1) 会場利用料金  
会場の利用申請については、市が行うものとし、会場利用料金の支払いは受注者が行うものとする。
- (2) 第三者への委託  
本業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得た場合はこの限りでない。
- (3) 法令順守  
業務履行に関しては関係法令を遵守すること。また履行にあたって許認可等の処分を必要とする手続きを受注者の負担において遺漏なく行うこと。
- (4) 著作権の取扱い  
受注者は、業務において制作されたイラスト・デザイン等及び成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を市に無償で譲渡するものとし、著作人格権を行使しないものとする。
- (5) 第三者が権利を有する著作物  
成果物等に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受注者の責任において処理するものとする。
- (6) 賠償責任  
疫病、食中毒、暴雨風、地震、火災、暴動その他発注者の責に帰することのできない自然的又は人為的な現象などの不可抗力により本業務の実施が困難になった際、受注者に損害が生じる場合においても、市に対しその賠償を請求することができないものとする。また、受注者はその責めに帰する事由により、本業務実施に関し、市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を受注者の負担により賠償するものとする。
- (7) 事業内容の変更等  
新型コロナウイルス感染症や災害等の発生等の状況によって、事業を変更又は中止する場合は、市と受注者の協議のうえ、決定するものとする。なお、中止に伴う再実施の可否及び委託金額の変更等については、市と受注者が協議のうえ、決定するものとする。
- (8) 定めのない事項等  
本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し疑義が生じたときは、遅滞なく

市と受注者が協議して定めるものとする。

#### 1 1 その他

この仕様書は、本業務の大綱を示すものであり、業務内容の詳細については、プロポーザル終了後、受注者と市の協議により、改めて決定する。

#### 1 2 問い合わせ先

福井市 都市戦略部 新幹線整備課 担当：岑吉、重永  
〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号（福井市役所本館6階）  
TEL：0776-20-5180  
FAX：0776-20-5139  
E-mail：shinkansen@city.fukui.lg.jp